

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舩添 要一

### 記

#### 第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 舩添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 富田 哲郎

所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業

種 類：鉄道の改良

3 対象事業の所在地

起 点：北区十条台一丁目

終 点：北区中十条四丁目

事業延長：約 1.5 km

## 第2 意見

### 【騒音・振動】

- 1 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量に対する工事用車両の増加割合は少ないため、予測の対象としていない。

しかし、本事業区間周辺の土地利用状況は、中高層住宅を含めた住居系の利用が多く、駅周辺の走行ルートも限られることから、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されるため、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

- 2 供用後の鉄道騒音について、本事業区間周辺の土地利用状況は、中高層住宅を含めた住居系の利用が多いことから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うとともに、より一層の環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

### 【地盤、水循環共通】

本事業区間周辺には、災害時の協力井戸である浅井戸が多数存在しており、工事の施行中の掘削及び杭打ち工並びに完了後の杭基礎の存在により、地下水位の低下や地盤の変形等のおそれも考えられる。

このことから、工事の施行中及び完了後における地盤沈下、地盤の変形、地下水位の変化、地下水流動阻害等の影響について、予測・評価を行う必要があるため、「地盤」及び「水循環」について、環境影響評価項目として選定すること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。